

番号	105(106・107)・1222
特定事業の名称	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業
措置区分	省令、告示、通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を進める件(平成21年内閣府告示第3号) ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件(平成13年国土交通省告示第1664号) ・道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号) ・道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320号) ・基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付自動車交通局長通達)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものは、道路運送車両法上、原動機の総排気量又は定格出力の大小に応じて、自動車又は原動機付自転車となる。自動車又は原動機付自転車は、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。なお、道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第55条第1項の規定に基づき、保安基準及び保安基準に基づく告示に定める基準のうち、国土交通大臣が定めるものについては、地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の様態が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、基準緩和を受けることができる。また、自動車のうち、国土交通大臣が指定する特殊な構造を有する自動車は、告示により示されている。道路交法上、自動車の中には車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさに応じて、大型又は小型特殊自動車に分類されるものがあるが、そのうち、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車は、内閣府告示で定められている。</p> <p>また、道路交法第77条第1項においては、道路において工事若しくは作業、工作物の設置、露店等の出店又は一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態や方法により道路を使用する行為等で都道府県公安委員会が定めるものをしようとする者は、警察署長の許可を受けなければならないこととされている。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における一定の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道において、搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を実施する必要があり、かつ、当該実証実験の実施主体において、当該実証実験を確実にを行うための態勢(※1)を整えていると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについて、その原動機の排気量又は定格出力に応じて、原動機付自転車又は内閣総理大臣と国土交通大臣がそれぞれ指定する特殊な構造を有する自動車(以下「特殊自動車」という。)に区分する。</p> <p>また、原動機付自転車に区分されるものについては、保安基準第55条第1項に基づく基準緩和と同様の措置が受けられるようにするとともに、原動機付自転車に区分されるもの及び特殊自動車に区分されるものそれぞれについて、地方運輸局長に基準緩和の認定の申請を行い、認定を受けることにより、保安基準の緩和措置(※2)を受けることができるようにする。</p> <p>さらに、当該実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについては、都道府県公安委員会規則で定める、ナンバーを車体後面へ表示する義務の対象とする必要がないことを示すとともに、実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化し、実証実験に係る道路使用許可の基準等(※3、※4)を示すため、都道府県警察に対して通達を発出する。</p>

※1 実証実験を確実に行うための態勢

- ・実証実験を確実に行うための体制が整えられていること。
- ・安全に実証実験を行うための対策が取られていること。
- ・実証実験における事故及びヒヤリハットの発生状況等に関する関係行政機関への定期的な報告が確実に実施される態勢が整えられていること。

※2 実証実験で使用される搭乗型移動支援ロボットについて、新たに基準緩和の対象項目とする基準項目の例

- ・制動装置の性能
- ・前照灯の装備(昼間のみ運行する場合に限る)
- ・後部反射器の装備(昼間のみ運行する場合に限る)
- ・警音器の音量
- ・後写鏡の装備

※3 実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する許可基準

○実施の趣旨

- ・国又は地方公共団体が当該実証実験の実施に関与するものであること。
- ・適切な実施体制がとられていること。

○実施場所

- ・幅員がおおむね3.0メートル以上の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道であって、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね2.0メートル以上であること。
- ・歩行者及び自転車(以下「歩行者等」という。)の通行に支障が認められない場所であること。
- ・搭乗型移動支援ロボットが6キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、通行量が最大となると見込まれる時間の1時間当たりの歩行者等の通行量が幅員1メートル当たり合計120人・台以下であること。

○横断方法

- ・搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造が、長さ120センチメートル、幅70センチメートル、高さ109センチメートルを超えず、かつ、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができず、歩行者に危害を及ぼす鋭利な突起物もないものである場合には、横断歩道を通行すること。
- ・搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造が上記に該当しない場合には、原則として自転車横断帯を通行し、自転車横断帯のない場合のみ横断歩道を通行すること。

○実施時間

- ・搭乗型移動支援ロボットが灯火装置を備えていない場合には、日出時から日没時までの時間であること。
- ・多数の幼児の通行が見込まれる時間が含まれないこと。
- ・許可期間は、最大6ヶ月の範囲内で、歩行者等の通行及び沿道の状況に応じた期間とすること。

○保安施設及び保安要員の配置

- ・実施場所の周囲に、実証実験中であること、実証実験に参加する場合には注意が必要であること及び実証実験に参加しない場合の通行場所を表示する看板を十分な数だけ設置すること。

また、日没時から日出時までの間(以下「夜間」という。)に実証実験を実施する場合には、夜間においても歩行者等が看板を確認できるようにするための措置をとること。

- ・実証実験中は、実施場所に現場責任者が常駐すること。
- ・実証実験中は、歩行者等との衝突のおそれのある箇所又は各搭乗型移動支援ロボットの近傍に、搭乗型移動支援ロボットに搭乗していない保安要員を配置すること。
- ・搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、実施場所への歩行者等の進入を物理的に防止する措置をとること。

	<p>○搭乗型移動支援ロボットの構造等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きさは、おおむね、長さ150センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。 ・道路外において、走行時の安全性及び安定性に関する実験が十分に実施されたものであること。 <p>○操縦者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きさ及び構造並びに原動機の大きさに応じた運転免許を受けていること。 ・操縦方法に関する講習を受け、十分な操縦経験を有していること。 ・未成年者であるときは親権者の同意書が添付されていること。 <p>○実証実験内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搭乗型移動支援ロボットの走行の場所、経路、速度、方法等に危険が認められないこと。 ・実証実験として適切な内容であること。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路又は交通の状況に照らし、支障がないこと。 <p>※4 実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する許可条件(※3以外のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に歩行者に注意し、道路の状況に応じた安全な速度と方法で走行すること。 ・周囲に歩行者がいるときは、徐行すること。 ・歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止すること。 ・他の搭乗型移動支援ロボットと並進しないこと。 ・夜間は、前照灯その他の必要な灯火をつけること。 ・申請に係る操縦者1名以外のものが搭乗しないこと。 ・操縦者はヘルメットを着用すること。 ・実証実験のための資機材等は、みだりに道路上に放置しないこと。 ・見学者を車道に出さないこと。 ・道路又は交通の状況に照らし、交通の安全と円滑を図るために必要と認められる事項
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実証実験の実施主体は、当該実証実験に使用する搭乗型移動支援ロボットについて、地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行い、認定されること。 ・実証実験の実施主体は、実証実験に係る場所を管轄する警察署長に道路使用許可を申請し、許可を受けること。

番号	506(513)
特定事業の名称	外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項（以下「技能実習1号口の上陸基準」という。）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	技能実習1号口の上陸基準において、実習実施機関に受け入れられる技能実習生（1号）の人数については、当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であることとされ、この特例として、実習実施機関が商工会議所等の会員である中小企業者である場合等であって、当該機関の常勤の職員の総数が50人以下のときは、当該機関に受け入れられる技能実習生の人数は、当該総数を超えるものでなく、かつ、3人の範囲内であることとされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、下記2により特定された本邦の公私の機関（外国人に対する研修又は技能実習が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められるものに限る。）において「技能実習1号口」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該外国人に係る技能実習1号口の上陸基準第25号の50人以下の項の下欄の規定（以下「人数枠」という。）の適用については、同下欄中「3人」とあるのは「6人」とする。</p> <p>（1）当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。</p> <p>（2）上記（1）の業種に属する事業について当該特区が次のいずれかに該当することにより、技能実習生派遣国との間に密接な経済的交流があると認められること。</p> <p>① 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の技能実習生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。</p> <p>② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所の半数以上が技能実習生派遣国において直接投資を行っていること。</p> <p>（3）当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p>（4）当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。</p> <p>2. 上記1の認定を申請する地方公共団体は、その設定する特区内において、人数枠の特例を受けて技能実習生を受け入れようとする機関を特定しなければならない。</p> <p>3. 上記1の認定を受けた地方公共団体は、上記2により特定された機関に対して定期的な訪問調査の実施等により、外国人に対する研修又は技能実習が適正に実施されているかを確認し、その結果及びこれを踏まえた特区計画の変更の有無について、年に1回関係機関に報告しなければならない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	709(710)
特定事業の名称	特産酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該構造改革特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（以下この表において「特区内農産物等」という。）であって当該地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場（以下この表において「特区内自己製造場」という。）において次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特産酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定の適用については、同項第7号中「6キロリットル」とあるのは「2キロリットル」と、同項第15号中「6キロリットル」とあるのは「1キロリットル」とする。</p> <p>（1）酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）に限る。）以外の果実を原料としたものを除く。）同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。）を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。）同号に規定するリキュールの製造免許</p>

2. 上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記1(1)の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記1(2)の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。

3. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合又は本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合には、税務署長は、上記1の各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

4. 酒税法第7条第3項第3号(果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。)の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。

(※1)「当該構造改革特別区域内において生産された果実に準ずるもの」として財務省令で定めるものとは、風水害、干害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(以下この表において「災害等」という。)により当該構造改革特別区域内において生産された果実(当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限り。)を原料として上記1(1)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1(1)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。)における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実をいう。

(※2)「特区内農産物等に準ずるもの」として財務省令で定めるものとは、災害等により特区内農産物等(当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限り。以下この表において同じ。)を原料として上記1(2)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により当該特区内農産物等を上記1(2)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。)における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された農産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、上記1の当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類ものをいう。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1013
特定事業の名称	農業関連事業普及指導員任用事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	普及指導員資格試験に合格した者のほか、大学において農業又は家政の課程を修めて卒業し、以下の期間が通算して最近15年のうち12年以上に達する者でなければ、普及指導員に任用されることができない。 <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体の試験研究機関等において農業又は家政に関する試験研究に従事した期間 ・大学等において農業又は家政に関する教育に従事した期間 ・普及指導員であった期間
特例措置の内容	都道府県が、その設定する構造改革特別区域において、農業関連事業普及指導員任用事業（当該構造改革特別区域における農業関連事業（農産物の加工又は販売の事業その他農業に関連する事業をいう。）について識見を有する普及指導員（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第1項の普及指導員をいう。以下同じ。）の数が当該構造改革特別区域内において農業関連事業を行う農業者の数に比して少ないと認められるときに、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者を普及指導員に任用する事業をいう。）を実施することにより、当該構造改革特別区域内の農業者による農業関連事業の実施を通じた農業経営の改善に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該都道府県の知事が普及指導員の任用を行う場合における農業改良助長法第9条の政令で定める資格を有する者は、農業改良助長法施行令第3条に規定する者のほか、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。 (1)管理栄養士、公認会計士、弁護士、税理士、社会保険労務士、技術士（経営工学部門、情報工学部門又は総合技術監理部門に限る。）、弁理士又は中小企業診断士のいずれかであり、これらの業務に従事した期間が通算して2年以上ある者 (2)当該都道府県の知事が、書類審査、筆記試験又は口述試験の方法により、当該構造改革特別区域内において農業改良助長法第8条第2項各号に掲げる事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1147・1225
特定事業の名称	特定水力発電事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	河川法(昭和39年法律第167号)第35条第1項、第36条第1項から第4項、第38条及び第79条 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付河川局長通達) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第103条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	【河川法】 国土交通大臣は、水利使用に関し、河川法第23条、第24条又は第26条第1項の規定による許可(以下「河川法第23条等の許可」という。)の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。(第35条第1項) 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。(第36条第1項～第4項) 河川管理者は、水利使用に関し河川法第23条又は第26条第1項の許可の申請があった場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、関係河川使用者に通知しなければならない。(第38条) 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の水利使用に関し、河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得なければならない。(第79条) 【行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付河川局長通達)】 水利使用に関する処分に係る標準処理期間については、国土交通大臣が行うものにあつては10ヶ月とし、各地方整備局長が行うものにあつては5ヶ月を目安とすること。 【電気事業法】 都道府県知事又は指定都市の長は、河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、特定事業として、法第31条に規定する特定水力発電事業を定めた構造改革特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業について、以下の特例等の規定を適用する。 1. 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。 2. 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第36条第1項から第4項までの規定にかかわらず、法第31条に規定する協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。 3. 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条又は第26条第1項の許可の申請があったときは、同法第38条の規定にかかわらず、協議会を構成する者であつて当該協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。 4. 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第79条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

	<p>5. 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があったときは、電気事業法第103条第1項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。</p> <p>6. 河川管理者は、水利使用に関する河川法第23条等の許可の申請に係る標準処理期間を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。</p>
同意の要件	<p>【国土交通大臣の同意の要件】 法第31条の規定による申請の内容について、使用水量や水利使用の期間等が従属元の水利使用の範囲内であること、かつ、河川区域に工作物を設置する場合には、当該工作物が河川管理上支障がないことが確認されるなど、上記「特例措置の内容」1.～4.を適用しても、治水上、利水上及び河川環境上支障がなく、河川行政の運用に影響が生じないことが確認されること。</p> <p>【経済産業大臣の同意の要件】 法第31条の規定による申請の内容について、水利使用の内容が、発電水力の有効な利用をするものであることが確認されること。</p>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし。